

掛川市規則第19号

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則（平成17年掛川市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「12月25日」を「12月末日」に改め、同条第2項中「納入通知書」の次に「又は口座振替の方法」を加える。

第16条を次のように改める。

（還付又は充当加算金）

第16条 前条の規定により、過誤納金を還付し、又は充当する場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4の規定の例により、当該過誤納金の額に還付加算金又は充当加算金を加算するものとする。

2 前項の還付加算金又は充当加算金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

下水道事業受益者申告書

様

（あて先）掛川市長
 掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則第2条第1項の規定により受益者として、次のとおり申告します。

年 月 日

住所（所在地）

申告者

（土地所有者名）

ふりがな

氏名（法人名・代表者）

電話（ ）

賦課年度	通知書番号

受益者コード	ページ	処理区
	/	

この申告書は、 までに下水整備担当課へ提出してください。

もし、期限までに提出がない場合は、規則に基づき市長が公簿により認定して、負担金を納めていただくこととなります。



受益を受ける土地 受益を受ける土地又は建物							（※賃借地等で申告者に代わって負担金を納めていただく方） 申告者以外の受益者（権利者）							
番号	土地の所在			台帳地目	申請地積 (㎡)	公共ます 個数 (個)	減免 (%)	備考	該当 番号	権利の 種別	権利地積 (㎡)	ふりがな 権利者の住所・氏名	同意印	電話
	大字	地番	特番	現況地目							公共ます 個数 (個)			
												住所		
												氏名		
												住所		
												氏名		
												住所		
												氏名		
												住所		
												氏名		

（注）・アパート、貸家等の住居者は、受益者になりません。
 ・申告書の宛名については、常用漢字を使用しております。

※申告書の提出方法

- ・記載内容に変更がない場合は、土地の地積（土地又は建物の情報）を確認してから、住所・氏名を記入押印して提出してください。
- ・記載してある土地を他人に賃貸しているなどの場合は、別紙の記載例を参照して「申告者以外の受益者」欄の該当土地に住所・氏名を記入押印して提出してください。

様式第2号（第4条関係）

下水道事業負担金決定通知書

様

掛川市公共下水道事業負担金条例第8条第1項の規定により負担金の額を決定したので、同施行規則第4条第1項の規定により通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

賦課年度	通知書番号

受益者コード	ページ	処理区
	/	

賦課された土地又は建物												
番号	大字	地番	特番	地目		賦課地積 (㎡)	公共ます す個数 (個)	負担金決定額 (円)	減免率 (%)	猶予有無	減免・猶予事由	負担金納付額 (円)
				台帳	現況							
受益地積、公共ます及び負担金決定額の合計						㎡	個	円	負担金納付額合計			円

◎全額一括納付の負担金額

円	-	円	=	円
(負担金納付額合計)		(報奨金)		(納付額)

※20回で分割して納付する場合の納期と負担金額

納期限	第1期分		第2期分		第3期分		第4期分	
	6月末日		9月末日		12月末日		2月末日	
年度負担金	円	(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)
年度負担金	円	(5)	円	(6)	円	(7)	円	(8)
年度負担金	円	(9)	円	(10)	円	(11)	円	(12)
年度負担金	円	(13)	円	(14)	円	(15)	円	(16)
年度負担金	円	(17)	円	(18)	円	(19)	円	(20)

※この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第12号を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。